



児童扶養手当・特別児童扶養手当の額が変わります

4月分から児童扶養手当と特別児童扶養手当の額が改定されます。改定に伴う手続きは不要です。

● 問い合わせ先

子育て支援課子育て支援担当

☎(580)1862



市ホームページ

	児童	改定前	改定後
児童扶養手当（月額）			
全部支給	第1子	4万4140円	4万5500円
一部支給		1万410円～4万4130円	1万740円～4万5490円
全部支給	第2子	5万4560円	5万6250円
一部支給		1万5620円～5万4540円	1万6120円～5万6230円
全部支給	第3子	6万810円	6万2700円
一部支給		1万8750円～6万780円	1万9350円～6万2670円
全部支給	第4子以降 加算額	6250円	6450円
一部支給		[1人増えるごとに 第3子の額に加算]	3130円～6240円
特別児童扶養手当（月額）			
1級	1人当たり	5万3700円	5万5350円
2級		3万5760円	3万6860円

就学援助の申請を受け付けます

経済的な理由で学用品などの購入や給食費の納入が困難な世帯に、その費用の一部を助成します。令和5年度に就学援助を受けていた世帯も、新たに申請が必要です。

4月に学校を通じて配布するお知らせか、市ホームページを確認の上、申請してください。対象となるか不明な場合でも、申請できます。

● 対象者 市内の小・中学校に通学し、次のいずれかに当てはまる世帯

◇ひとり親家庭などで児童扶養手当を受けている

◇世帯全員の令和5年度の市民税所得割額の合計が基準額以下または令和6年度の市民税が非課税

※基準額は、市ホームページで確認できます。

◇生活保護の停止または廃止の措置を受けて1年以内

※早期申請（1月・2月受付）
済みおよび生活保護受給中の世帯は、手続きは不要です。

● 必要なもの

◇申請書（受付場所で配布、または市ホームページから印刷）

◇振込先の通帳（保護者名義）

◇受給資格が確認できる書類

● 受付開始 4月8日（月）

※就学援助の適用は、申請した月からです。6月30日（日）までに申請した場合は、4月分から適用します。

● 申請場所

◇市役所本館5階 教育政策課（平日午前8時半～午後5時）

◇各地域行政センター（コミュニティセンター内）（毎月第3火曜日を除く毎日 午前9時～午後9時）

※コミュニティセンターでは申請書の預かりのみとなります。相談や問い合わせがあるときは、市役所に提出してください。

● 問い合わせ先

教育政策課教育政策担当

☎(580)1902

